

令和 2 年 筑前町議会総務建設常任委員会会議録	
招集年月日	令和 2 年 1 2 月 4 日 (金)
招集の場所	筑前町役場議員控室
開 会	令和 2 年 1 2 月 4 日 (金) 1 1 時 2 5 分
閉 会	令和 2 年 1 2 月 4 日 (金) 1 1 時 3 9 分
出席委員	委員長 木 村 博 文 副委員長 奥 村 忠 義 委 員 持 山 英 幸 委 員 木 村 和 彦 委 員 田 口 讓 司 委 員 山 本 一 洋 委 員 田 中 政 浩
欠席委員	な し
会議事件説明 のため出席し た者の職氏名	請 願 者 一般社団法人 福岡県中小企業家同友会 理事 四ヶ所 十 郎 柿 元 一 徳 紹介議員 山 本 一 洋 農林商工課長 倉 掛 俊 一
欠 席 者	な し
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 田 中 晴 美
付 託 事 件	請願第 3 号 全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書の 提出を求める請願書

議 事 録

総務建設常任委員会

令和2年12月4日（金）

開 会	
委 員 長	それでは早速、総務建設常任委員会を開会いたします。 (1 1 : 2 5)
委 員 長	これより、本委員会に付託されました請願第 3 号「全企業へ『永久劣後ローン』融資制度の創設を求める意見書の提出を求める請願書」を議題とし、審査を行います。 まず、本日の出席者をご紹介します。 請願者の、一般社団法人 福岡県中小企業家同友会 四ヶ所十郎様。
四ヶ所 氏	四ヶ所十郎です。よろしくお願いします。
委 員 長	同じく、柿元一徳様。
柿 元 氏	柿元一徳と申します。よろしくお願いします。
委 員 長	紹介議員の山本一洋議員。
山本一洋 議員	よろしくお願いします。
委 員 長	担当部局として、農林商工課長に出席いただいております。
農林商工課長	よろしくお願いします。
委 員 長	以上の方々です。お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。 次に請願趣旨について、請願者の説明を求めます。
四ヶ所 氏	皆様、この請願、筑前町議会議長殿ということで、請願書を出させていただいて、紹介議員の山本議員にはありがとうございます。 請願の趣旨は、本当、異常にも、コロナということでやってみましたけど、第一波、第二波、第三波ということで、非常に第一波からですね、特に中小企業には非常に大きな影響がありました。我々同友会の中でもアンケートをとった中では、全国 4 万 4,000 社あるんですけど、その中の 25% が大きく売上げが下がっていると。特に 10% から 15%、5 割以上、7 割に達しているという状況ですね。我々にはリーマンショックとかいろんなときもありましたけど、今度の場合は、リーマンショックのときには、大体このリーマンが終わったら、次が見えてたんですよ、こうなるということ。今回のコロナだけは、これは非常に長期にわたると。直りそうでも直らない、これと付き合っていくしかないというふうな状況の中で、金融支援を大きく政府が出してくれました。今のところ、その融資を受けて落ち着いています。3 年、2 年とかで、政策があるからですね、今のところ、潤沢なんですけど、3 年後にも、この状況は続いたら、とても我々は、業界が、中小企業がとても資金的に苦しい状況になるということで、劣後ローンという制度自体は今でも日本政策公庫が持っています。5 年、10 年、15 年、20 年という制度ですね。ただ、持っていますけど、これはもう 5 年後には一括返済、15 年後には一括返済というふうに、期限が決まっているんです。 それから、一つにはまた、永久劣後ローンをもらうためには、プロパーの取引なんかで、例えば金融機関に諮らないかんとかですね、非常にいろんな制約がついているんです。私たちとしては、今度、この劣後ローンに、永久劣後ローンという、「永久」をつけまして、返済期限のない、私たちが新聞社等に発表しましたときに、これは返済期限のないというよりは、期限がないというよりも、我々で自由に立ち直ったときに返済できる制度にしてくれという意味で、永久劣後ローンということをつけました。一応、この永久劣後ローンを出してもらって、今度、国のほうには、その劣後ローンを、できれば買取機構をつくって、買い取ってくれないかと。そうす

	ると、金融機関のほうも我々も受け入れやすいだろうと。 例えば、そのときに、じゃあ返さんでいいなら、いろんなものを勝手に借りたら困るだろうという話もあったんですけど、それは長い間、我々、中小企業は金融機関と付き合っているんで、その金融機関が、この方たちだったら長い付き合いをやっているから大丈夫だよという中でしてくれて、それと買取機構なんかをつくってしてくれという制度の形で今提案をしています。国のほうには。 ただ、ここで買取機構等と書いてますみたいに、基本的には日本政策公庫あたりとかが中心になってやる場合もあるだろうなということを予定しながら今やっているんで、一応、劣後ローンという制度は今もあるけど、それに「永久」とつけて、我々中小企業が返せるときに返せる期限にしてくれというのが今回の趣旨で、ぜひそれを内閣に、中小企業を本当に、地域の中小企業を残していくと。 やっぱり地域にとって、中小企業の存在って、ものすごく大きいと思うんですね。で、そういうことを守るために、こういう劣後ローンをつくってくれないかという趣旨で動いています。署名活動もしていますけど、ぜひ議会のほうで内閣総理大臣のほうに意見書出していただくと、もっと大きなうねりになるんじゃないかということで、今日参りました。 以上、よろしくお願いします。
委員長	すみません、今、補足的な説明はいただきましたけども、書面でいただいておりますので、書面の部分を先に、すみません。
四ヶ所 氏	ああ、そっちだったですか、ごめんなさい。全文朗読なんですね。じゃあ、もう一回やります。
委員長	前後しますが、よろしくお願いします。
四ヶ所 氏	すいません、では、請願の趣旨をもう一回言います。すいません、補足から入りました。慣れていないもので申し訳ありません。 請願の趣旨。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、日本経済の基盤である大小を問わない、多くの企業が売上高減少による事業の休業の危機、資金繰りの危機に直面し、廃業や倒産に追い込まれようとしています。このような中、国においては、緊急経済対策として、日本政策金融公庫等による緊急事業資金融資が行われています。ただ、コロナ禍は長期化すると言われており、いつ回復するか分からない経済状況が続くと、多くの中小企業は売り上げの見通しが立てづらいなか、負債だけが膨れ上がり、その返済が重くのしかかり、現在の状態よりさらに悪化することになります。 私たちが要望する「永久劣後ローン」融資制度は、大小を問わず利用可能で、とりわけ喫緊にその制度を必要とする中小企業が経営計画（経営指針書）のなかで、自信を持って返済計画を織り込める融資制度となります。具体的には、地域金融機関が、返済期限を定めない「永久劣後ローン」を実行し、その債権を政府と日銀の出資により設立された「買取機構等」が買い上げるという仕組みを構築し、疑似資本を中小企業に注入することです。中小企業は金利を支払い、長期間で損失を修復し、資金に余裕ができたときに元本を一括返済します。 「買取機構等」は、永久劣後ローンの金利を例えば2%にすれば50年で、4%にすれば25年で元本を回収でき、さらに中小企業から元本を一括返済されるので、国は財政への負担が小さく、経済再生に大きな効果を

	生み出します。地域金融機関に損害は発生せず、中小企業が債務超過にならないので、融資がし易くなります。 戦後最大の経済不況に見舞われかねないといわれる現在の状況から、経済の基盤である中小企業を存続させ、多くの雇用を維持し、中小企業との共存共栄を図る地域金融機関を支援することを目的に、下記の事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を願いたします。 1、資本増強策としての「永久劣後ローン」を活用した融資制度の創設。以上です。
委員長	ありがとうございました。それでは次に、紹介議員の説明を求めます。山本議員、お願いいたします。
山本一洋 議員	今、請願者から説明がありましたけれども、この福岡県中小企業家同友会には、町内の企業家もあるというふうに聞いております。そういった意味で、また、新聞紙上、それからマスコミ等によりまして、今日の新型コロナウイルス感染症の影響で倒産とか、企業、事業家が大変困窮しているというような状況を踏まえていただき、また、今、補足説明もされましたけれども、請願者からの説明を受けていただいたと思いますので、ぜひともこの意見書について採択をお願いしたいというふうに思っています。以上です。
委員長	ほかに補足説明がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。 (なし)
委員長	以上で関係者からの説明は終わりました。 これから、請願第3号に対する質疑に入ります。 請願者紹介議員当局に対しまして、質疑がありましたらお願いいたします。よろしいですか。 (質疑なし)
委員長	質疑がないようです。以上で請願者からの説明が終わりましたので、請願者、紹介議員、農林商工課の皆様には退席していただきます。 (四ヶ所氏、柿元氏、山本一洋議員、農林商工課長退室)
委員長	それでは、これより討論に入ります。 まず、請願第3号に反対者の反対討論を許します。 (討論なし)
委員長	次に、賛成者の賛成討論を許します。 (討論なし)
委員長	なしと認めます。 討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。 これより、請願第3号「全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書の提出を求める請願書」を採決いたします。 請願第3号は採択することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。したがって、本件は採択と決しました。 お諮りします。ただいま採択しました請願第3号は、お手元にお配りした請願書記載のとおり、意見書を関係行政庁へ提出したいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)

委員長	異議なしと認めます。 それでは、請願第3号は、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。 なお、本委員会の審査結果報告書等の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。 (異議なし)
委員長	ご異議がありませんので、そのように決定いたしました。
散 会	
委員長	以上で、本委員会に付託された請願の審査は終了いたしましたので、総務建設常任委員会を閉会します。 本日はお疲れさまでした。 (11:39)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 総務建設常任委員長 木村博文